

甲賀看護専門学校同窓会会則

(名称)

第1条 本会は、甲賀看護専門学校同窓会（以下「本会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を甲賀看護専門学校内に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに甲賀看護専門学校の発展及び看護の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員の親睦事業
- (2) 会員名簿の管理
- (3) 会報の発行
- (4) 甲賀看護専門学校の発展に関する援助
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 甲賀看護専門学校を卒業した者
- (2) 特別会員 正会員以外で、甲賀看護専門学校に在籍中または過去に在籍した教職員

第6条 正会員の入会は毎年3月卒業時とし、特別会員については随時とする。

第7条 会員は、身上に異動が生じたときは、事務局に届け出なければならない。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 会計監査 2名
- (6) 書記 1名
- (7) 幹事 若干名

2 役員任期は3年とし、再任を妨げない。

3 役員欠員が生じた場合は、会長が後任を任命する。後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は任期満了後でも、後任者が就任するまではその職務を行う。

- 5 役員を選出は次のとおりとする。
 - (1) 会長、副会長、理事、会計、会計監査及び書記は、総会において正会員の中から選出する。
 - (2) 幹事は各期生の代表とし、会長が委嘱する。
- 6 役員の任務は次のとおりとする。
 - (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
 - (3) 理事は、理事会を組織し、会務の運営に当たる。
 - (4) 会計は、本会の会計事務を司る。
 - (5) 会計監査は、本会の会計を監査する。
 - (6) 書記は、本会の議事を記録する。
 - (7) 幹事は、本会の企画運営に参加する。

(会議)

- 第9条 本会の会議は総会、理事会及び役員会とし、会長が召集する。
- 2 議決は出席者の過半数をもって決定する。可否同数の場合は、議長が決定する。
 - 3 定期総会は3年に1回10月又は11月に開催する。但し、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開くことができる。
 - 4 総会は、正会員の出席及び委任状が過半数をもって成立するものとする。
 - 5 定例総会における付議事項は、次のとおりとする。
 - (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
 - (2) 予算及び決算に関する事項
 - (3) 会則の改廃に関する事項
 - (4) 役員を選出に関する事項
 - (5) その他必要な事項
 - 6 理事会は、会長、副会長、理事、会計及び書記をもって構成し、次の事項を審議する。
 - (1) 総会に付議する議案に関する事項
 - (2) その他必要な事項

(会計)

第10条 本会の会計年度は3ヶ年とし、定期総会の月から3年後の定期総会前月の末日とする。

第11条 本会の事業遂行に要する経費は、会費及び寄付金をもってこれに充てる。

(会費)

第12条 正会員の会費は終身会費5,000円とし、卒業時に一括納入する。なお本会は、総会で議を経た場合は別に臨時に会費を徴収することを認める。

附 則

この会則は平成 30年 2月 3日から施行する。